

平成 19 年 6 月 7 日

厚生労働大臣

柳澤 伯夫 殿

社団法人日本外科学会 会長 兼松隆之
有限責任中間法人日本消化器外科学会 理事長 北野正剛
特定非営利活動法人日本胸部外科学会 理事長 松田 嘉
特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会 理事長 高本眞一
特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会 会長 蘇原泰則
特定非営利活動法人日本小児外科学会 理事長 伊川廣道

要 望 書 (標榜診療科名見直しについて)

先日来の報道によると、厚生労働省では診療科表記の見直しを検討中であるとされています。今回、標榜診療科名の見直し案を作成するに至った根拠として、「患者・国民から見て必ずしもわかりやすいものとはなっていないとの指摘がある」ことが挙げられていますが、現在の標榜診療科名を見直す必要があることに関しては、賛同できる面もあります。さらに、もう一つの根拠として「創設された医療機能情報提供制度においては、医療機関は専門外来に関する情報についても提供を行うこととなった」ことが挙げられていますが、これも首肯できるところです。しかし、今回、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会から診療科名の見直し案として示されているものは、必ずしも患者・国民にとってわかりやすいものとはなっておらず、これまで長年かけて診療実績を積んできた外科系諸分野としては、現行の標榜診療科名こそ、すでに患者・国民に広く定着していると認識しています。さらに、外科系学会では従前から各領域の専門医制度を構築しつつ、質の高い外科医療を社会に提供する努力を重ねてきました。以上の観点から、外科系標榜診療科名は従来どおりの心臓血管外科、呼吸器外科、小児外科に加え、新たに消化器外科の表記ができるることを強く要望します。

一方、医師法第六条六の二項には「厚生労働大臣は、前項<一項>の政令の制定または改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聽かねばならない」と定められています。今回の見直し作業は医道審議会で行われていますが、少なくとも現在までのところ、私どもの学会にはこの件に関する事前の通知や照会は一切ありません。従って、実際に臨床現場に携わる「医学医術に関する学術集団」としては、現在進められつつある診療科名の見直しの手順は、法の主旨に叶った運用の仕方であるとの認識を持つことが困難です。

診療科名は患者・国民のみならず医療現場にとって身近な問題であり、その見直しは極めて重要課題ですが、決して性急に結論を出す必要がある事項ではないと考えます。したがって、標榜診療科名の見直しについては、今後、患者・国民の声に耳を傾けるとともに、「医学医術に関する学術団体」の意見を十分に聴取しつつ、検討を進めさせていただきますよう強く要望する次第です。